

・論点 日本は難民の受け入れを拡大すべきか？現 行法を採用し続けるべきか(受け入れの基準を変え る)

日本の難民受け入れ率は他国家よりも恐ろしく少ない。

難民認定をもっと増やすべきではないか？

平成 30 年における難民認定者等について¹

・難民認定申請者数は **10,493** 人で、前年に比べ 9,136 人(約 47%) 減少。また、審査請求数は 9,021 人で、前年に比べ 491 人(約 6%) 増加。

・難民認定手続の結果、我が国での在留を認めた外国人は 82 人。その内訳は、難民と認定した外国人が **42** 人、難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた外国人が **40** 人ととてもすくなくなっている。

(平成 29 年度の認定数は、全体数が 19629 人、難民認定が 65 人となっている。)

認定確率はおよそ・・・**0.3%**である。

難民の定義

難民とは、

1951 年難民条約の第 1 条で、難民とは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」と定義されています。

¹ 法務省—平成 30 年における難民認定者等について
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00139.html

ですが、今日においては難民とは、政治的な迫害のほか、武力紛争や人権侵害などを逃れるために国境を越えて他国に庇護を求めた人々を指すようになっている²ようです。

第1条【「難民」の定義】³

A この条約の適用上、「難民」とは、次の者をいう。

(1)1926年5月12日の取極、1928年6月30日の取極、1933年10月28日の条約、1938年2月10日の条約、1939年9月14日の議定書または国際避難民機関憲章により難民と認められている者。国際避難民機関がその活動期間中いずれかの者について難民としての要件を満たしていないと決定したことは、当該者が(2)の条件をみたす場合に当該者に対し難民の地位を与えることを妨げるものではない。

(2)1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者。

二以上の国籍を有する者の場合には、「国籍国」とは、その者がその国籍を有する国のいずれをもいい、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するという正当な理由なくいずれか一の国籍国の保護を受けなかったとしても、国籍国の保護がないとは認められない。

B (1)この条約の適用上、Aの「1951年1月1日前に生じた事件」とは、次の事件のいずれかをいう。

(a)1951年1月1日前に欧州において生じた事件

(b)1951年1月1日前に欧州または他の地域において生じた事件

各締約国は、署名、批准または加入の際に、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たって(a)または(b)のいずれの規定を適用するかを選択する宣言を行う。

(2)(a)の規定を適用することを選択した国は、いつでも、(b)の規定を適用することを選択する旨を国際連合事務総長に通告することにより、自国の義務を拡大することができる。

C Aの規定に該当する者についてのこの条約の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する場合には、終止する。

(1)任意に国籍国の保護を再び受けている場合

(2)国籍を喪失していたが、任意にこれを回復した場合

(3)新たな国籍を取得し、かつ、新たな国籍国の保護を受けている場合

(4)迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するため、定住していた国を離れまたは定住していた国の外にとどまっていたが、当該定住していた国に任意に再び定住するに至った場合

² UNHCR 日本 <https://www.unhcr.org/jp/camp>

³ UNHCR 日本 https://www.unhcr.org/jp/treaty_1951

(5) 難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、国籍国の保護を受けることを拒むことができなくなった場合

ただし、この(5)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であって、国籍国の保護を受けることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができる者については、適用しない。

(6)国籍を有していない場合において、難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、常居所を有していた国に帰ることができるとき。

ただし、この(6)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であって、常居所を有していた国に帰ることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむをえない事情を援用することができる者については、適用しない。

D この条約は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護または援助を現に受けている者については、適用しない。

これらの保護または援助を現に受けている者の地位に関する問題が国際連合総会の採択する国連決議に従って最終的に解決されることなくこれらの保護または援助の付与が終止したときは、これらの者は、その終止により、この条約により与えられる利益を受ける。

E この条約は、居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及び義務と同等の権利を有し及び同等の義務を負うと認められる者については、適用しない。

F この条約は、次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者については、適用しない。

(a)平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。

(b)難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行ったこと。

(c)国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

難民条約とは

1948年に世界人権宣言が採択された後、難民問題、特に難民の基本的人権の保障に対する意識が高まりました。そこで、1951年の外交会議において「難民の地位に関する条約」が結ばれました。1967年に採択された「難民の地位に関する議定書」では、1951年の条約から、地理的制限、および時間的制限を取り除いたもので⁴、この2つを合わせて「難民条約」といいます。

日本は、1951年度、および1967年度の両方に批准をしています。

⁴ 条約が締結された1951年以降にアフリカやほかの地域で難民が発生したが、条約は1951年以前について発生した難民にのみ適用される規定であったため、この期日以降の難民には適用されないという問題があった。そこで、地理的、時間的制限をなくした。

外務省、「難民条約」p3より。

難民条約加盟国数

1951 年の条約当事国 146

1967 年の議定書当事国 147

<1951 年の条約のみの当事国>

マダガスカル、セントキッツ・ネビス

<1967 年の議定書のみの当事国>

ケープヴェルデ、アメリカ合衆国、ベネズエラ

<最近の批准国>

南スーダン 2018 年 12 月 10 日(a)

<地理的制限>

1951 年の条約の 1B (1) 条にいう、「この条約の適用上、A の「1951 年 1 月 1 日前に生じた事件」とは、次の事件のいずれかをいう。

(a) 1951 年 1 月 1 日前に欧州において生じた事件

(b) 1951 年 1 月 1 日前に欧州または他の地域において生じた事件

各締結国は、署名、批准または加入の際に、この条約に基づく自国の業務を履行するにあたって(a)または(b)のいずれの規定を適用するかを選択する宣言を行う。次の国は(a)地理的制限を選択している：コンゴ、マダガスカル、モナコ、トルコ。

トルコは 1967 年の議定書に加入する際に地理的制限に関する宣言を特に明確に主張した。マダガスカル及びモナコは未だ議定書を支持していない。その他の当事国はすべて、(b)「1951 年 1 月 1 日前に欧州または他の地域において生じた事件」を選択し、地理的制限なしで、条約について批准、加入、継承した。

難民の全体数

約 **7080 万人**⁵ (2018 年末、UNHCR 調べ)

さらにその中には 18 歳以下が半数を占めます⁶。

7080 万人のうち、4130 万人が、国内の安全な場所に逃げる避難民
2590 万人が難民となっています。

・ 難民と移民との違い

難民と移民の違い

難民

難民とは、迫害のおそれ、紛争、暴力の蔓延など、公共の秩序を著しく混乱させること
によって、国際的な保護の必要性を生じさせる状況を理由に、出身国を逃れた人々を指しま
す。難民の定義は 1951 年難民条約や地域的難民協定、さらには国連難民高等弁務官事務
所 (UNHCR) 規程でも定められています。

移民

国際移民の正式な法的定義はありませんが、多くの専門家は、移住の理由や法的地位に関
係なく、定住国を変更した人々を国際移民とみなすことに同意しています。3 カ月から 12
カ月間の移動を短期的または一時的移住、1 年以上にわたる居住国の変更を長期的または
恒久移住と呼んで区別するのが一般的です。

⁵ UNHCR <https://www.japanforunhcr.org/lp/trend>

⁶Children below 18 years of age constituted about half of the refugee population in 2018, up from 41 per cent in 2009 but similar to the previous few years

UNHCR Global trends <https://www.unhcr.org/globaltrends2018/>

日本に来ている難民の国籍⁷

日本は条約加入に際して、難民について地理的制限も時間的制限もなく受け入れる⁸こととなっているため、理論上はどんな国の難民でも受け入れることが可能である。

しかし現在日本で難民申請している人の内訳は

ネパール、スリランカ、カンボジア、フィリピン、パキスタン（平成 30 年）

フィリピン、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ネパール（平成 29 年）

平成 29、30 年に関しては具体的数値の記述はない。

インドネシア 1, 8 2 9 人, ネパール 1, 4 5 1 人, フィリピン 1, 4 1 2 人, トルコ 1, 1 4 3 人, ベトナム 1, 0 7 2 人, スリランカ 9 3 8 人, ミャンマー 6 5 0 人, インド 4 7 0 人, カンボジア 3 1 8 人, パキスタン 2 8 9 人（平成 28 年）

⁸ 難民条約 外務省

1. 日本における難民受入れのメリットとデメリット

日本において賛否両論に揺れる難民問題。受け入れた場合の主なメリットとデメリットは以下の通りです。

●メリット

人道的責任を果たすことで国家としての信用や発言力が高まることが期待されます。「なぜ日本は難民受け入れに消極的なのか？」という欧米からの批判をはねのけることができますでしょう。

また、少子高齢化による労働人口の減少が深刻な問題になっている日本で、難民がその担い手となったときには、経済成長や年金財源確保の下支えにもなるでしょう。IMF（国際通貨基金）は、欧州に押し寄せている難民について、短期的には経済成長を押し上げる効果が大きいとする一方、長期的にはどれだけ早く仕事を見つけ、国に溶け込めるかにかかっていると指摘しています。

●デメリット

難民が自立して生活できるまでの支援に莫大なコストがかかることが第一に挙げられます。さらに、文化的摩擦や衝突に伴う犯罪の増加やテロの危険性も否定できません。

実際、フランスで 2015 年 11 月に起きたパリ同時多発テロ事件では、難民として欧州に入国した人から 2 人の実行犯が出ています。

2. 日本の難民認定基準において問題とされていること

難民申請に必要な条件として、提出された資料をもとに難民であることの証拠または関係者の証言により立証することが求められます。

提出書類

- 申請者が難民であることを証明する資料(難民であることを主張する陳述書)
- 写真(提出の日前3ヶ月前以内に撮影された縦4cm×横3cmの無帽、正面上半身のもの、裏側に氏名記載)2葉< ※ただし在留資格未取得者は3葉/li>

以下の書類は提示が必要

1. 旅券又は在留資格証明書
2. 在留カード(在留カードを所持している場合)
3. 仮上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸又は一時庇護のための上陸許可を受けている外国人はその許可書

(出典:法務省「難民認定申請」)

日本の認定制度は、大きく以下2点の基準のあり方に問題があります。

1. 誰を「難民」と認定するかに関する基準(認定基準)
2. 手続きが適正に行われているかに関する基準(手続き基準)

「個別把握論」－政府から個人的に狙われていなければ、難民ではない？

「個別把握論」とは、政府から個人的に把握され、狙われていなければ難民ではないという日本独自の解釈であり、認定されるべき人の範囲を極端に狭めています。

*シリア出身・男性の事例

2012 年来日。難民申請の結果は不認定。現在、裁判中。罪のない子どもが殺される光景を目の当たりにして、アサド政権に対抗するデモに参加。しかし、国は「デモの最中に攻撃されるといった危険性があることは否定できないにしても、それはそのようなデモに参加した人一般の問題であって、異議申立人に固有の危険性ではない」という理由で不認定とした。つまり、難民とは個別に危険にさらされる人であり、デモに参加するシリア人は皆危険にさらされるため、難民ではないという判定であった。

*** アフリカ出身・女性の事例**

2009 年に来日。裁判を経て、2016 年の秋に難民認定。当初、国は「指導的な立場でないから」という理由で不認定とした。野党の仲間といた時に襲われ、流産したことを記す病院の診断書まで取り寄せ、証拠として提出したが認められず。最終的に名古屋高裁で、一般党员も逮捕されたり、暴行されたりしているウガンダの人権状況を根拠に、「指導的な立場」でなくとも母国に帰れば命の危険があり「難民」であると判断され、勝訴した。これまでにない画期的な勝訴事例である。

迫害の解釈が狭い—強制労働は迫害ではない？

refugee_torture.JPG 迫害の範囲も、日本は限定的に解釈する傾向にあります。アメリカ、カナダ、欧州各国などの難民認定機関では、迫害を、命と身体の自由に限らず、重大な人権侵害を含むとしています。「重大な人権侵害」が、身体拘束をする、強制労働を強いる、まてなのか、宗教の自由を認めない、教育や就職の機会を奪う、ことも含むのかという議論はここでは置いておきます。日本では、迫害を命と身体の自由に限定する傾向が強く、さらには身体を自由を奪われている例であっても、迫害として認めないこともあります。

例えば、ミャンマー（ビルマ）における迫害から逃れた少数民族ロヒンギャが、連日身体を拘束されて強制労働をさせられたことについて、「その期間も 2,3 日にとどまり、食事を取ることができない場合ばかりではない」ため、生存は脅かされないと、難民認定されませんでした。

難民である証明のハードルが高い—そもそも白黒つけられる？

statement.JPG 難民であることを証明すること、つまり「立証の基準」が高いことも日本の特徴です。審査では、難民本人が母国に帰れない理由を、客観的証拠に基づいて証明することが要求されます。しかし、そもそも迫害から逃れてくる難民が、その証拠を持って逃げることも自体、現実的ではありません。出国する前に当局に見つかれば、さらなる命の危険にさらされます。時には、母国に残る家族に危害が及ぶことを心配し、証拠書類を全て焼却してから逃げる人もいます。国外に逃れるために無事、飛行機に乗ってもなお、到着先で上陸が許可されず、母国へ送還されることを恐れ、出身地や身分を隠すためにパスポートを破って飛行機のトイレに流してしまうという話もあります。難民の立場から考えれば、合理的な行動です。客観的な証拠を持ち出すことは多くの危険を伴いますが、日本ではそれらが非常に重視されていることが、難民不認定理由の数々から伺えます。

*** 事例 1** 「あなたは、軍兵士があなたの居所を捜しに来た際、母親が暴行を受けた旨を述べますが、主張を裏付ける具体的かつ客観的な資料はなく」

（出典：『難民勝訴判決 20 選』, p.24）

***事例 2** 「大学を休学処分になった後、諜報機関から逮捕状が発付されている旨主張していますが、これを証明する客観証拠は存在せず、あなたの主張はいずれも親族からの伝聞に基づくもの」

(出典：『難民勝訴判決 20 選』, p.24-25)

例えば、目の前で家族が暴行され、殺されたようなケースでは、体のどの部位がどのように傷ついていたかについて、細かい説明を求められ、数回の数時間にも及ぶ面接で若干でも異なる説明をした場合には、一貫性がないと評価されます。母国での経験から政府関係者に強い警戒心を抱く難民も少なくありません。そのような場合、入国管理局の難民審査員に当初はすべてを話そうとせず、徐々に開示していくことも考えられます。

難民にとって「公正 (フェア)」な手続きか？

立証基準が極めて高い一方で、難民側に主張・立証するための十分な機会が与えられ、公正 (フェア) に手続きがなされているかも重要なポイントです。

例えば、言語の問題。面接では、必ずしも適切な言語 (理想は母語、難しい場合は出身国の公用語) による中立的な通訳が手配されておらず、証拠書類は日本語での提出が求められるなど、しっかりと主張を伝えることが非常に難しいのが現状です。審査において些細な誤訳は致命的ですが、面接の録音・録画はされず、調書も日本語でのみ作成されるため、通訳に問題がある場合に検証することが非常に困難です。また、証拠資料を自力で翻訳できる日本語力を持つ申請者は極めて稀であり、翻訳費用の公的支援もないため、十分な証拠書類を自力で提出することは、ほとんど不可能な手続きになっています。

難民不認定の場合に、その理由が十分に開示されないことも問題です。国が不認定を下す判断根拠となる情報を知らなければ、難民本人や弁護士は反証する機会を得ることができないからです (情報へのアクセスに関する武器の対等の原則)。具体的にどこが証拠不十分だったかなどの説明があれば、新たな資料をそろえて異議を申し立てる余地があります。

難民であることを証明するために難民本人が自ら証拠を集めなければならない (「立証責任」が難民に課されている) ことも課題です。例えば、難民の出身国における一般的な人権侵害の状況などは、国が収集できる情報です。日本の場合、国が出来る部分も含めて、証拠の収集の多くが難民本人に任されていますが、公正に手続きを行うためには、双方で分担することが必要でしょう。

3. 日本において、難民認定を受けると得られる効果と

認定を受けられなかった時に起こすべき行動

難民と認定されたとき

難民申請を行った結果、日本政府によって難民認定を受けた場合は、更新可能な1～3年の定住者としての在留資格が与えられます。

また、国民健康保険加入を申請することが可能となり、必要があれば市・区役所などを通じて福祉支援を受けることができます。

また、政府の委託を受けた財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部は、難民認定された人が日本で安定した生活ができるように、日本語教育・日本での生活オリエンテーション、職業斡旋を含む定住支援プログラムを提供しています。

難民認定を受けた者は、約半年における定住支援プログラムを受けることができます。プログラム終了後、難民は、それぞれ、日本の地域社会での生活を開始します。

難民家族は、新たな定住先で仕事を学び、子どもたちは地域の保育園や小中学校に通うなどして、地域社会の一住民として自立生活を開始します。

定住支援プログラム

難民及びその家族が日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語力を身につけることを目的とした日本語教育、日本の社会制度や生活習慣・文化・保健衛生等に関するガイダンスの実施、また希望者には就職先や職場適応訓練のあっせんを実施しています。

自宅から RHQ 支援センターへの通学が困難な入所者には宿泊施設を無料で提供しています（ただし、半年コース在籍者に限ります。入居期間は180日以内です）。また、受講者の乳幼児を、受講中保育します。

※難民事業本部とは、政府の委託を受けアジア福祉協教育財団に発足された機関である。

不認定となったとき

難民申請を行い不認定となってしまった場合、入国管理局に再度審査を申し立てることが可能です。この場合、不認定の通知を受けてから7日以内に申請しなければいけません。

この申し立ても不認定になった場合は、さらなる審査を裁判所で申請できます。この場合は、意義の申し立てが退けられてから6ヵ月以内に、裁判所に訴えを起こさなければなりません。

このような不認定からの複数に渡るステップが、難民申請が長期化する要因と言えるでしょう。また、法務省からは難民の地位の他に、人道配慮による在留特別許可を付与されることがあります。この許可は、難民の基準は満たしていないものの、戦争や国内紛争など難民と同様にやむを得ない理由で出身国に帰ることができない人に与えられます。

(出典：出入国在留管理庁公式サイト)

参考文献

- ・ https://next.rikunabi.com/journal/20160128_s15/
「日本も難民を受け入れるべき？受け入れ体制の問題点やメリットって？」
- ・ <https://gooddo.jp/magazine/peace-justice/refugees/1476/>
「難民申請からビザを貰う手続きとは？日本の難民認定基準は厳しい？」
- ・ <https://www.refugee.or.jp/jar/report/2017/06/09-0001.shtml>
「日本の難民認定はなぜ少ないか？－制度面の課題から」
- ・ https://gooddo.jp/magazine/peace-justice/refugees/japan_refugees/3908/
「難民が日本で暮らすために必要な手続きは？難民の受け入れが厳格な理由」
- ・ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201201/5.html#anc04>
「日本で自立を目指す第三国定住難民に理解と支援を～第三国定住による難民受入れ事業～」
- ・ <http://www.rhq.gr.jp/japanese/profile/business.htm>
「難民事業本部より」

●難民を出している国・地域の状況¹①シリア(629万908人)²

ハーフイズ・アル＝アサド前大統領とその次男バッシヤール・アル＝アサド大統領により、40年以上にわたりアサド一家の独裁政治が続いていた。こうした中、2011年の民主化要求運動「アラブの春」の影響を受けて、政治改革を要求し、後に9月の「自由シリア軍」結成につながり、内戦に突入することになった。

この内戦は様々な国や勢力が関わる複雑なものになっていく。アサド政権側にロシア・中国・イランとレバノンのイスラーム主義組織・政党ヒズボラがつき、反政府側にはアメリカ・イギリス等の欧米諸国が支援に入った。さらには、消耗したアサド政権側と反政府側の間を衝き、イスラーム国 (IS) が急速に勢力を伸ばした。以上のようにシリア内戦は三つ巴となったのである。

2018年には、アメリカのトランプ政権がISを掃討したと発表した。クルド人とトルコとの対立も絡まり、内戦は続いている³。

②アフガニスタン(262万1091人)⁴

1989年に旧ソ連のアフガニスタン侵攻が終了した後、国内では支配権を巡る武力闘争が続いていた。1994年には、イスラーム武装勢力タリバンが組織され、パキスタンの支援を受けて勢力範囲を拡大した。2001年、アメリカ同時多発テロの中心的存在であるオサマ・ビン・ラディンの身柄引き渡しを拒み、アメリカとその同盟国から攻撃を受けて、タリバン政権は崩壊した。

しかし、タリバンは今現在に至るまで勢力を保っており、アメリカ及びアメリカが支援する中央政府と対立している。アメリカとの和平交渉を進めているが、先行きは不透明である。

③南スーダン(243万9848人)⁵

1956年以来、スーダン国内では、アラブ系が中心の北部とアフリカ系が中心の南部とで内戦が起こり、2005年1月の和平協定まで内戦が続いた。2011年には、南スーダンとして独立したが、キール大統領派とマシャール前副大統領派の対立が紛争に発展した。また、2017年2月には、旧ユニティ州の一部で飢饉が宣言され、人口の約40%の490万人が緊急援助を必要とする状況に陥っており、急性栄養失調に陥っている子どもは約100万人に上っている。

④ミャンマー(110万6555人)

2017年8月の武力衝突によりラカイン州北部からバングラデシュ側への難民は60万人を超え、大多数はイスラーム系の少数民族ロヒンギャである⁶。

彼らは、従来から政府とミャンマー国民から差別を受けていた⁷。2015年には、彼らの選

挙権・被選挙権が取り上げられ、また、人身売買や集団殺害も起きている。差別の理由として、9割近くが上座部仏教徒であるミャンマー国民がムスリムを嫌悪していること、肌の色がより黒いこと、ビルマ語を上手に話せないこと、「ベンガル(バングラデシュ)からの(不法)移民集団」であると見なしていること等が挙げられる。

⑤ソマリア(98万6382人)⁸

1969年のクーデターにより政権を掌握していたバレ政権が、1991年に崩壊して以来、ソマリアは、全土を実効的に支配する政府が存在しない状態に陥った。このような劣悪な治安状況に加え、干ばつの深刻化等により、食糧不足が悪化した。

2012年8月には新政府が樹立され、ソマリア自身による国造りと国際社会の支援を呼びかけている。しかし、2007年に設立されたソマリアを拠点に活動するスンニ派過激組織アル・シャバーブがソマリア政府や同国内の外国軍部隊を標的としたテロを実行しており⁹、2017年10月には、モガディシュで死者数百人に上る過去最悪の爆弾テロが発生した¹⁰。未だに無政府状態であることは変わらないと言える。

⑥スーダン(69万1430人)¹¹

スーダン内戦とは別に、ダルフル地方では、アラブ系中心の政府にアフリカ系が不満を募らせ、反政府組織を作り、紛争に発展した。政府軍を支援する民兵組織ジャンジャウィードにより黒人居住の村々が襲撃され、地元の農民や市民は無差別殺戮・強制移住の犠牲となった。

⑦コンゴ民主共和国(61万1875人)¹²

1994年、隣国のルワンダでフツ族とツチ族が紛争を起こし、フツ族とその武装グループがザイール共和国(現コンゴ民主共和国)に流入してきた。ザイールは武装グループを匿ったために、ルワンダは二度に渡り軍事介入し、両国間の戦争に発展した。武装勢力同士の衝突は現在も続いている。

⑧中央アフリカ共和国(54万5525人)¹³

2012年12月に野党と反政府武装勢力5団体が連合して結成したセレカが、ボジゼ政権を倒し、セレカのリーダーであるジョトディアが大統領に就任することで新政権を樹立した。しかし、国際社会からは承認されず孤立し、一方でセレカの民兵は国民を武力で抑圧していた。さらにイスラーム系団体とキリスト教系の国民との対立が激化し、宗教対立に発展した。

欧州やアフリカ連合からの圧力によりジョトディア政権は崩壊し、移行国民評議会が新大統領を選出するなどして、国内の安定化を図ろうとしたが、2017年5月には武装グループ間での新たな紛争が発生した。

⑨エリトリア(46万4136人)¹⁴

1991年まで30年間にわたり、エチオピアからの独立戦争が続いた。その後、解放戦線を率いたイサイアス・アフェウェルキ氏が大統領に就任した。それ以来野党や独立した報道機関が存在せず、事実上の独裁政権と呼ばれ、その圧政ぶりから「アフリカの北朝鮮」と揶揄されることもある。

例えば、エリトリア軍を支える一般市民である。「ナショナル・サービス」という実質無期限の徴兵制度で、劣悪な環境下で過酷な労働を強いられている。微々たる報酬で重労働を課され、国を逃れる人が後を絶たない。

⑩ブルンジ共和国(43万9329人)¹⁵

1993年、フツ族とツチ族が紛争を起こした。現在、民族間の権力分有と和解が進む形で終息に向かっているとされるが、紛争の影響が残り、国民の生活は厳しい。

⑪北朝鮮¹⁶

1990年代以降、食糧状況が悪化し継続的な飢餓状態に陥っている。さらに、金日成・金正日・金正恩の3世代にわたる世襲の独裁体制のもと、思想・信条を理由とした人権侵害が日常的に行われている。

脱北者の一部は中国に向かうが、中国当局に発見されると不法入国者・不法滞在者として北朝鮮に強制送還され、北朝鮮当局の取り調べの過程で拷問を受け、死刑・収容所送りなどの厳しい処分が待っている。

⑫ベネズエラ¹⁷

チャベス前大統領とマドゥロ大統領の経済政策の失敗により、国内の産業は30%しか機能しておらず、インフレ率は1000%に達する見込みとなっている。また、2014年の石油価格の下落により輸出産業が打撃を受け、経済危機が深刻な状況となった。加えて、マドゥロ政権は独裁色を強めており¹⁸、国民は難民や移民として周辺国へ流出する動きをしている。

マドゥロ政権と対立する野党指導者のグアイド国会議長が軍人に蜂起を呼びかけたが、同調する軍人は少なく政権により鎮圧された¹⁹。これを受けて国を見限る国民が急増した。その数は2019年末には530万人に達すると予測されている²⁰。

⑬パレスチナ²¹

東エルサレムの帰属を巡って、東西すべてを主張するイスラエルと、将来のパレスチナ国家の首都と主張するパレスチナが対立している。和平交渉は再開の見込みがたたず、イスラエルでは、入植等強硬策を唱える右派勢力が政権を握り、一方でパレスチナでは、武装闘争を続けるイスラーム組織ハマスがガザ地区を支配している状況である。これを踏まえて、「和平の実現はもはや不可能」という認識が、イスラエル、パレスチナ双方の社会で広がっ

ている。

●難民受入国の状況²²

①トルコ(約 370 万人)²³

受け入れている難民の殆どがシリア難民であり、シリア難民最大の受入国となっている。一握りではあるが、ビジネスで成功しているシリア難民もいる。

しかし、経済低迷により、物価上昇と失業率の高止まりを経験して、その不満を解消するかのよう、シリア難民とトルコ人との間の暴力事件が増加した。そして、不満は、難民受入に積極的なエルドアン政権に向かうことになった。

2019 年の統一地方選で、エルドアン大統領の与党、公正発展党 (AKP) が、アンカラやイスタンブール等の大都市の市長ポストを失った後には、エルドアン氏はアラビア語の看板設置を制限する措置や難民の住居登録地に関する規制を相次いで導入した。難民が「同情の対象」から「歓迎されざる客」に変わりつつある。

②パキスタン(約 140 万人)²⁴

30 年にわたりアフガン難民を受け入れ続けている。アフガン難民は、国内の移動は自由で、仕事を持つことができる。また、居住地も難民キャンプのような収容施設ではなく、アフガニスタンよりも難民の居住環境は良いと言える。

しかし、パキスタン政府は、2016 年、アフガン難民を「自発的に」帰還させるという政策を打ち出した。最終的に、期限は 2020 年にまで延長されたが²⁵、難民はいつ追い出されるか分からない状況にある。アフガニスタンは未だに紛争が続いており、難民はパキスタンに住み続けることを望んでいる。

③ウガンダ(約 120 万人)

ウガンダは、“難民に寛容な国”といわれてきた。周辺の国々から多くの難民を受け入れており、受入体制も充実している²⁶。例えば、流入後一時受け入れセンターに引き取られ次第、政府によって難民登録がなされる。居住地に移送されるのを待つ間、敷布団、毛布、衛生用品が提供され、子どもは麻疹とポリオのワクチンの注射を受ける。難民を受け入れてから居住地に移送するまでのプロセスは平均でたった 3 日しかかからない。

難民の地位を得ると、受け入れ地域のコミュニティ内にある村で小さな土地を与えられる。これは社会への統合を促進し、難民と受け入れコミュニティの双方が共に平和に暮らすための先進的なアプローチである。更に、難民には働く権利、事業をはじめめる権利、国内の自由移動といった様々な権利と自由が与えられる。

しかし近年、南スーダンやコンゴ民主共和国などから大量の難民が流入して負担が増大

し、ウガンダの難民受け入れ地域を圧迫している²⁷。例えば、難民居住区を抱える地域の道路は、支援物資を積んだ大型トラックの頻繁な往来により修復が必要となり、地元住民による抗議行動も起きている。また、学校の生徒数の増加、医薬品の不足、井戸を使える回数の減少等により、地元社会の負担が大きくなった。したがって、ウガンダは限界に近づき始めていると言えよう。

④スーダン(約 110 万人)

ダルフール紛争で難民を発生させる一方で、南スーダンの紛争で発生した難民を受け入れている。

⑤ドイツ(約 110 万人)

ドイツでは、難民向け支援が充実している²⁸。例えば、難民用の居住施設が整備されており、難民申請期間中には生活費が支給される。就職面でも、企業の人手不足感が強く、東欧からの移民も含めた外国人労働者にとって多くの働き口があると考えられた。ただ、ドイツ語が話せない等の理由で、就職があまり進んでいないという問題がある。

2015 年の時点では、ドイツ国民の多くが難民受け入れに好意的であった²⁹。新たにやってきた人が労働人口となってドイツを助けてくれるだろうという期待もあったが、大きな理由は「人道上」であった。メルケル首相にとっても、難民の受け入れは人道主義的な動きの 1 つという認識があった。

しかし、2015 年の大みそかにケルンで発生した集団暴行事件により、難民に対する国民の意識が変化することになる。この事件では³⁰、約 1000 人の犯人が、ケルン中央駅に集合してから少人数のグループに分かれて女性を取り囲んで襲い、所持品を奪ったとされる。被害件数は 516 件に上り、うち 4 割は性的暴行事件で、容疑者の大半は北アフリカからの難民希望者や不法移民だとされた。この事件を受けて、国民は、難民及び移民を受け入れるメルケル政権に対する批判を強めることになった。

⑥イラン(約 100 万人)³¹

アフガン難民を中心に受け入れている。国民健康保険、就労許可といった基礎サービスを難民にも開いており、2015 年からは難民登録の有無にかかわらず、すべてのアフガン難民の子どもが初等・中等教育へアクセスできるようになった。一方で、シリア難民については、イランはアサド政権側を支援していることを理由に受け入れていないとされている。

⑦レバノン(約 95 万人)

合計 100 万人以上のシリア難民を受け入れる一方で、財政的理由で定住を阻止したい政府と国民は、難民らの住居の建設を認めていない³²。そのため、嵐や凍死を防ぐために、自力でシェルターを建てたり、仮住まいを見つけたりする必要がある。しかし、礎にコンクリ

ート、壁には木材を使用したボックス・シェルターの使用は禁じられており、難民は丈夫な住居を造ることができない状況である。

しかし、国民及び難民にとってプラスとなる側面もあった³³。シリア難民の流入により、爆発的に増えた医療ニーズに伴い、政府が全国で医療体制の改善に取り組んだ結果、シリア難民だけでなく、レバノンの貧困層で病院に行くことができなかつた人々にも医療が行き届くようになった。具体的には、無料の予防接種、クリニックの数の増加である。また、新生児のケアや小児科治療、緊急時に HIV/エイズの感染を防ぐキット、性暴力の被害者へのカウンセリング・治療等も導入された。ただ、この体制が維持できるかは不透明となっている。

⑧バングラデシュ(約 90 万人)

バングラデシュは、1978 年・1991 年・2012 年等、複数回にわたりロヒンギャを受け入れてきた³⁴。2017 年には、ミャンマーでアラカン・ロヒンギャ救世軍 (ARSA) による襲撃事件が発生し、ミャンマー政府による過剰な「テロ掃討作戦」から逃れたロヒンギャ約 70 万人を受け入れた。

ただ、バングラデシュは、これ以上ロヒンギャが越境してこないように、最低限の人道支援にとどめる「生かさず殺さず」の難民政策を維持しており、ロヒンギャは、路上脇に座り込み食糧を求めたり、ビニールシートで雨風を凌いだりしている。子どもや高齢者の衰弱は特に激しく、多くがバングラデシュで命を落とすこととなった。このような難民政策をとる理由には、外交戦略的にも経済的にも重要な中国へのルートを確保するためにミャンマー政府と協力する必要があることが主にあげられる。結果として、NGO や国連機関に対して限定的な支援許可しかださなかつたのである。

しかし、2017 年には、国連機関や NGO によるロヒンギャ支援を拡大すると同時に、難民の帰還を受け入れないことを理由にミャンマー政府を非難するようになった。その理由として、難民の急増、国際社会の関心の高まり、野党やイスラーム保守層からの批判等がある。その後、バングラデシュとミャンマーの両政府間で、ロヒンギャの帰還について作業を始めたが、帰還の目途は立っていない。

尚、バングラデシュの難民キャンプでは、犯罪者集団や民兵組織あるいはイスラーム教武装勢力とみられるロヒンギャ族が、殺人・暴行・誘拐などの不法行為を行う不法地帯となっており、ロヒンギャは避難先でも安全を脅かされている³⁵。

⑨エチオピア(約 90 万人)

エリトリア・ソマリア・南スーダン等近隣国からの難民を受け入れていて、約半分はガンベラ州に流入している³⁶。大量の難民と受け入れコミュニティ双方で、薪や建材等のニーズが増大していることから、ガンベラは森林面積の減少という問題に直面している。難民を受け入れるコミュニティには、すでに干ばつに見舞われ、気候変動の影響を極めて受けやすい

地域が多く、食料不安も大きな懸念材料となっている。難民がより多くの食料配給を受けることで、現地住民との軋轢も生じかねない。

国連開発計画（UNDP）や日本政府による支援を通じて、畜産・養鶏・漁業協同組合の設立や製粉所の設置を含む所得創出事業を行い、コミュニティの住民は、新たに生まれた所得で、家族の栄養ニーズを満たしたり、医療費や子どもの学費を支払ったりしている。

しかし、2019年に、アビー政権が改革に取り組むなか、民族紛争が表面化した。約156万人が難民化したとされる³⁷。

⑩ヨルダン(約70万人)

パレスチナ難民・イラク難民・シリア難民等を多数受け入れ、ヨルダン国民と同じように扱い、教育や保健医療などの公共サービスを提供している³⁸。

しかし、シリア難民の急増により、物価や家賃の高騰などの影響を受け、貧困層の拡大が懸念されている³⁹。例えば、シリア難民の子どもは、児童労働・早期結婚・性的搾取・武装勢力への関与等のリスクに晒されており、学校に通わせることをとおして物理的に子どもを保護する必要がある。一方、ヨルダン人の子どもにとっては、シリア難民を受け入れるために学校が二部制になったことで、授業時間の短縮などの影響で教育の質が落ち、ヨルダン人の学力低下が危ぶまれている。

⑪アメリカ

アメリカに逃れた難民は、移民と同様に、永住権・市民権を獲得できる⁴⁰。ただし、難民は米国民ではないため、アメリカの政府系機関では働けないこと、出入国が自由ではないことという2点において、移民とは異なる扱いを受けている。アジアから来た難民は特に言語の壁にぶつかりやすく、ヒスパニックや黒人など他の人種からも差別されることもあるとされる。

政策面で見ると、特にムスリムの難民にとっては入国が厳しい状況となっている⁴¹。トランプ政権は、2017年に、イラン・リビア・ソマリア・シリア・イエメン・チャド・ベネズエラ・北朝鮮に対し入国禁止令を出し、連邦最高裁判所は全面的にそれを認めたのである。受入上限について見てみると、2017年度の11万人に対して、2019年度は3万人にすると発表した⁴²。したがって、ムスリムも含めた全ての難民にとって、アメリカへの入国は難しくなったと言える。

⑫インド

主に受け入れているのは、中国からチベット難民である⁴³。対中国政策の有効性の観点からチベット独立を主張するような政治的活動は認めない一方で、人道的観点からチベット難民を援助している。

最近では、約4万人のロヒンギャも流入している⁴⁴。政府は、バングラデシュ国境でどち

らの国にも受け入れられず立ち往生していたロヒンギヤを「不法入国」として拘束し、更にはミャンマーへの引き渡しを実施しているため、国連や人権団体の激しい非難を受けている。

⑬フランス

フランスも、難民に対する支援は充実している⁴⁵。例えば、移民局 DPM から業務委託を受けた民間団体 CADA は、難民に対して住居・食料・衣類を提供し、さらにフランス語を学習する機会も与えている。

ただ、2014 年の 14589 人に対し、2018 年には 33380 人が難民認定されており、難民申請者は年々増加している。難民受け入れに対しては、国内では意見が大きく割れている。

マクロン大統領は、現在の難民受け入れ体制について、「効果的・人道的ではない現在の状態」を残念だし、11 月には移民・難民・同化政策の改善に向けた 20 の政策措置を発表した⁴⁶。難民に関する措置として、難民申請時に加入できる国民皆保険に 3 カ月の滞在期間を条件として課すこと、難民審査を担当するフランス難民・無国籍者保護局の職員を 2020 年に 200 人増員し、審査期間を 6 カ月に短縮すること、難民申請が却下された外国人に対しては国外退去命令を迅速に出し、不法移民としての滞留を防ぐこと等があげられる。

●難民受入を拒む理由になるもの

①人口比率

難民数が国内の多数派の人口を上回ること、その多数派が少数派になるのではないかと不安がある。レバノンのような国土が小さい国で特に顕著だと言える。難民受入数が少ないとされる湾岸諸国のうち、バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・アラブ首長国連邦(UAE)のような狭い国でも同様のことが言えよう⁴⁷。

②国内資源

難民が流入することにより、食糧・燃料・医薬品等の生活に必要な物資が国民に行渡らない状況が生じうる。資源を巡って、ウガンダやエチオピアのように現地住民との軋轢が生じることがある。一方で、レバノンのように医療サービスが拡充されることがある。

③予算

難民を受け入れるにあたり、生活を保障するための物資を提供するために予算が必要となる。それ故に、物資の提供よりも自国民の社会福祉に税金を投入すべきという批判が生じうる。

難民の受け入れにコストがかかるのは事実である。しかし、アメリカの研究によれば、難

民は一旦定着すれば、受入のコストとその難民が受ける社会福祉のコストの合計を上回る税金を納めていることが、明らかになっている⁴⁸。ただ、短期間のみの居住や就職不可能等の条件が付されている場合には、この理屈は当てはまらないと思われる。

④治安

難民を受け入れることにより、治安が悪化するのではないかという不安がある。しかし、アメリカでは、難民を含む移民全体の犯罪率が自国民のそれよりも低いという研究結果が出ている⁴⁹。ここでいう犯罪とは、凶悪犯罪と窃盗犯罪を含んでいる。難民ではないが、不法移民の犯罪率は自国民のそれよりも44%低く、合法移民については69%低い。また、アメリカで難民の受け入れ数が人口比トップ10の地域を調査すると、難民の受け入れ後に犯罪率が下がったことが分かっている。これらの都市では、そのような犯罪が20~25.6%減っている。また、難民のテロ犯罪が懸念されるが、アメリカでの別の研究によれば、1975年から2015年の40年間で受け入れた難民のうち、テロリストは皆無に近かった。難民・移民の受け入れが犯罪率を上げているとは断言できない研究結果であった。

ただし、客観的には難民受け入れが犯罪の増加につながらないとしても、国民一人一人の不安を払拭できるわけではないと思われる。例えば、ドイツでの集団暴行事件のように、犯人が難民であるというような報道がなされれば、主観的には難民受け入れが犯罪の増加につながっていると捉えてしまうだろう。したがって、犯罪増加という潜在的な不安は、それが嘘であるとしても、難民追放の根拠となりうる。

⑤政治判断

国民が難民受入れに賛成であっても、政府が外交・経済等の政治的観点から難民受入れに消極的になることがある。例えば、中国へのルートの確保のために、ミャンマー政府と協調体制を取っていたバングラデシュがこれに当てはまるだろう。

⑥異民族への恐怖

ムスリムの難民については特に当てはまるのではないか。例えば、同時多発テロを経験したアメリカでは、イスラーム過激派とテロを関連付けるようになり、それがムスリムの印象となっている側面がある⁵⁰。これが、トランプ政権の入国禁止令の実現につながっているのではないか。

他にも、ハンガリー・チェコ・スロバキア・ポーランド等の東欧諸国を見てみると、国民には異民族と共存した経験がほとんどなかった⁵¹。ハンガリーについては、かつてオスマン帝国の支配下にあったという理由で、イスラームへの潜在的な恐怖がある。以上を踏まえると、受け入れる民族について、その国がどのような歴史を歩んできたかが、その国の難民政策に影響を与えよう。

[URL]

●難民を出している国・地域の状況

外務省「(キッズ外務省) 難民の出身の多い国」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/ranking/refugee.html> 2019/12/8 アクセス

未近浩太(2016)「これでわかる『シリア内戦』の全貌～そしてイスラーム国が台頭した(未近 浩太)」現代ビジネス講談社

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/48257> 2019/12/8 アクセス

gooddo マガジン(2019.9.25)「シリア内戦の情勢はどうなっている? 難民たちの現状とは」

https://gooddo.jp/magazine/peace-justice/dispute/syria_dispute/3887/ 2019/12/8 アクセス

Yuka Ikeda(2019)「アフガニスタン: タリバンの復活と現状 - GNV」

<https://globalnewsview.org/archives/10141> 2019/12/8 アクセス

国際協力 NGO ワールド・ビジョン・ジャパン「世界の難民危機と子どもたち」

<https://www.worldvision.jp/children/crisis.html> 2019/12/8 アクセス

根本敬(2017)「5問でわかる『ロヒンギャ問題とは何か?』スーチー氏が直面する壁(根本 敬)」現代ビジネス講談社

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/53042?page=2> 2019/12/8 アクセス

外務省「ソマリア基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/somali/data.html> 2019/12/9 アクセス

公安調査庁「アル・シャバーブ 国際テロリズム要覧 (Web 版)」

<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/organizations/africa/al-shabaab.html> 2019/12/9 アクセス

ふらたび(2019)「なぜソマリアの治安は悪いの? その理由を解説! 【2019 年版】」

<https://platabi.com/3880> 2019/12/9 アクセス

原貴太(2017)「スーダン・ダルフル地方で住民投票が実施 『世界最悪の人道危機』に終止符は打たれるか」ハフポスト

https://www.huffingtonpost.jp/kanta-hara/sudan_b_9687712.html 2019/12/8 アクセス

gooddo マガジン(2019.9.20)「アフリカで現在も起きている紛争は? 原因と現状についても解説」

https://gooddo.jp/magazine/peace-justice/dispute/africa_dispute/2030/ 2019/12/8 アクセス

伏見香名子(2017)「“アフリカの北朝鮮”では全国民が奴隷だ」日経ビジネス電子版

<https://business.nikkei.com/atcl/opinion/16/100500021/070700013/> 2019/12/8 アクセス

北朝鮮難民救援基金(LFNKR)「北朝鮮難民について」

<https://www.lfnkr.or.jp/北朝鮮難民について/> 2019/12/9 アクセス

Yuka Komai(2019)「『人道的大地震』: ベネズエラ移民・難民問題 - GNV」

<https://globalnewsview.org/archives/9201> 2019/12/9 アクセス

産経ニュース(2019.6.8)「ベネズエラ難民400万人 国連発表『驚異的ペース』」

<https://www.sankei.com/world/news/190608/wor1906080006-n1.html> 2019/12/9 アクセス

日本経済新聞(2019.5.18)「ベネズエラ、難民流出が急増 クーデター不発で」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44975370Y9A510C1NNE000/> 2019/12/9 アクセス

出川展恒(2018.5.14)「米大使館移転 パレスチナ問題の行方」(時論公論) 時論公論 解説アーカイブス NHK 解説委員室

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/297371.html> 2019/12/9 アクセス

●難民受入国の状況

UNHCR “GLOBAL TRENDS FORCED DISPLACEMENT IN 2018”

<https://www.unhcr.org/5d08d7ee7.pdf> 2019/12/9 アクセス

産経ニュース(2019.8.14)「【中東見聞録】『歓迎されざる客』となった難民 シリア政策誤算でトルコの重荷に」

<https://www.sankei.com/premium/news/190814/prm1908140004-n1.html> 2019/12/9 アクセス

特定非営利活動法人 難民を助ける会(2017.2.20)「帰還政策に揺れるアフガン難民」ハフポスト

https://www.huffingtonpost.jp/aar-japan/return-home-afghan-refugee_b_14870364.html 2019/12/9 アクセス

国連 UNHCR 協会(2019)「【パキスタン政府、アフガン難民の登録カードの期限延長を決定】」Facebook

<https://www.facebook.com/japanforunhcr/posts/2625532287502376/> 2019/12/9 アクセス

国連 UNHCR 協会(2017)「南スーダンを逃れる難民が 150 万人に」

<https://www.japanforunhcr.org/archives/12252> 2019/12/9 アクセス

JICA (2018)「“難民に寛容な国”ウガンダをサポート：人道支援と開発支援をつなぐ第一歩を踏み出す」

https://www.jica.go.jp/topics/2018/20180620_01.html 2019/12/9 アクセス

みずほ総合研究所(2015)「急増するドイツでの難民申請期待される難民の就労には課題が残る」

<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/eu151007.pdf> 2019/12/10 アクセス

小林恭子(2017)「ドイツを悩ます難民積極受け入れのジレンマ」東洋経済オンライン

<https://toyokeizai.net/articles/-/193407> 2019/12/10 アクセス

BBC ニュース(2016.1.11)「大みそかの独ケルン駅集団暴行・窃盗、被害は 500 件以上に」

<https://www.bbc.com/japanese/35278497> 2019/12/10 アクセス

UNHCR(2018) 長期化するアフガン難民問題、イランで自立に向けた起業進む」

<https://www.unhcr.org/jp/20918-ws-180924.html> 2019/12/10 アクセス

リチャード・ホール (2016)「難民に苦痛を強いるレバノンの本音」ニューズウィーク日本版

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/04/post-4877.php> 2019/12/10 アクセス

国連 UNHCR 協会(2016)「『難民支援』が果たす、レバノン社会への貢献」

<https://www.japanforunhcr.org/archives/10258> 2019/12/10 アクセス

日下部尚徳(2018)「バングラデシュからみたロヒンギャ難民問題：その背景と難民キャンプの現状」Asia Peacebuilding Initiatives

<http://peacebuilding.asia/rohingya-refugees-in-bangladesh/> 2019/12/10 アクセス

大塚智彦(2019)「バングラのロヒンギャ収容所は不法地帯に 殺人、暴行、誘拐を行う難民内の犯罪者集団」ニューズウィーク日本版

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/06/post-12290.php> 2019/12/10 アクセス

国連開発計画 (UNDP) (2017)「エチオピア：難民受け入れコミュニティの対応力を高める」

<https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/pressreleases/2017/11/13/Ethiopia.html> 2019/12/10
アクセス

ジョシュア・キーティング(2019)「エチオピア 156 万人の難民に世界は無関心」 ニューズウィーク日本版

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/07/156.php> 2019/12/10 アクセス

JICA(2019)「ヨルダン国事情」

<https://www.jica.go.jp/jordan/index.html> 2019/12/10 アクセス

国境なき子どもたち「ヨルダンにおけるシリア難民支援」

<https://knk.or.jp/news/world/jor/> 2019/12/10 アクセス

酒井吉廣(2019)「移民の国アメリカで体験する移民・難民の『現実』」 論座 - 朝日新聞社の言論サイト

<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2019090900003.html> 2019/12/10 アクセス

BBC ニュース(2017)「米最高裁、入国禁止令の全面的な執行認める」

<https://www.bbc.com/japanese/42233272> 2019/12/10 アクセス

国際ニュース：AFPBB News(2018)「米、難民受け入れ上限を 3 万人に削減へ 過去最低」

<https://www.afpbb.com/articles/-/3189992> 2019/12/10 アクセス

榎木美樹(2017)「インドに暮らす亡命チベット人 ～ 難民 1 世の帰還への想い ～」 ヒューライツ大阪(一般財団法人ア
ジア・太平洋人権情報センター)

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/03/-1.html#> 2019/12/10 アクセス

国際ニュース：AFPBB News(2019)「インドのロヒンギャも難民化、バングラ国境で 31 人拘束」

<https://www.afpbb.com/articles/-/3207779> 2019/12/10 アクセス

Ulala(2019)「仏の難民 想像を絶する苦難」 NEXT MEDIA 'Japan In-depth' [ジャパン・インデプス]

<https://japan-indepth.jp/?p=48174> 2019/12/10 アクセス

山崎あき(2019)「移民政策を発表、不法移民・難民の管理強化、クオータ制導入(フランス)」 ビジネス短信ジェトロ

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/11/d02dd0fc05d32fb5.html> 2019/12/10 アクセス

●難民受入を拒む理由になるもの

国際ニュース：AFPBB News(2015)「湾岸諸国はなぜシリア難民受け入れに消極的なのか」

<https://www.afpbb.com/articles/-/3059662> 2019/12/11 アクセス

Mina Kosaka (2018)「難民は本当に負担? : 知られざる好影響とは - GNV」

<https://globalnewsview.org/archives/7883> 2019/12/11 アクセス

前嶋和弘(2019)「トランプ大統領が再選に使う『ムスリム・カード』。米国で急増するイスラム教信者を敵視」BUSINESS
INSIDER JAPAN

<https://www.businessinsider.jp/post-197380> 2019/12/11 アクセス

世界日報(2015)「なぜハンガリーは難民を拒むか」

<https://www.worldtimes.co.jp/column/49607.html> 2019/12/11 アクセス

-
- 1 北朝鮮・ベネズエラ・パレスチナ以外の国・地域と難民の人数は、外務省を引用。
 - 2 以下 2 段落目まで、末近(2016)。
 - 3 gooddo マガジン(2019.9.25)。
 - 4 Yuka Ikeda(2019)。
 - 5 国際協力 NGO ワールド・ビジョン・ジャパン。
 - 6 国際協力 NGO ワールド・ビジョン・ジャパン。
 - 7 以下、根本(2017)。
 - 8 外務省(2018)。
 - 9 公安調査庁。
 - 10 ふらたび(2019)。
 - 11 原貫太(2017)。
 - 12 gooddo マガジン(2019.9.20)。
 - 13 同上。
 - 14 伏見香名子(2017)。
 - 15 gooddo マガジン(2019.9.20)。
 - 16 北朝鮮難民基金。
 - 17 以下 2 文は、Yuka Komai(2019)。
 - 18 産経ニュース(2019.6.8)。
 - 19 日本経済新聞(2019.5.18)。
 - 20 Yuka Komai(2019)。
 - 21 出川展恒(2018.5.14)。
 - 22 アメリカ・インド・フランス以外の国と難民受入数は UNHCR を引用。ただし、受入数については絶対値が書いておらず、グラフから読み取ったので、「約」と付した。
 - 23 産経ニュース(2019.8.14)。
 - 24 特定非営利活動法人 難民を助ける会(2017.2.20)。
 - 25 国連 UNHCR 協会(2019)。
 - 26 以下、国連 UNHCR 協会(2017)。
 - 27 以下、JICA (2018)。
 - 28 みずほ総合研究所(2015)。
 - 29 小林恭子(2017)。
 - 30 以下、BBC ニュース(2016.1.11)。
 - 31 UNHCR(2018)。
 - 32 以下、リチャード(2016)。
 - 33 以下、国連 UNHCR 協会(2016)。
 - 34 以下、日下部尚徳(2018)。
 - 35 大塚智彦(2019)。
 - 36 国連開発計画 (UNDP) (2017)。
 - 37 ジョシュア・キーティング(2019)。
 - 38 JICA(2019)。
 - 39 国境なき子どもたち。
 - 40 酒井吉廣(2019)。

⁴¹ BBC ニュース(2017)。

⁴² 国際ニュース：AFPBB News(2018)。

⁴³ 榎木美樹(2017)。

⁴⁴ 国際ニュース：AFPBB News(2019)。

⁴⁵ Ulala(2019)。

⁴⁶ 山崎あき(2019)。

⁴⁷ 国際ニュース：AFPBB News(2015)では UAE とカタールについてのみ直接言及している。

⁴⁸ Mina Kosaka (2018)。

⁴⁹ Mina Kosaka (2018)。

⁵⁰ 前嶋和弘(2019)。

⁵¹ 世界日報(2015)。